

社会福祉法人 今治市社会福祉協議会
次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第6回）

子どもを育てる労働者を含め全労働者の所定外労働の削減のための措置を実施することにより、女性労働者をはじめ労働者が能力を発揮できる職場風土の改革を行い、労働者等の職業生活と家庭生活との両立支援をするために、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2 内 容

目 標 1： 所定外労働を削減し、労働者等の職業生活と家庭生活との両立支援を進められたの対策を講じる。

< 対 策 >

- 令和2年 4月～ 業務整理を行うことで、労働者の所定外労働を削減することと共に、出退勤の管理を見直し、職業生活と家庭生活の両立が出来るよう職場風土づくりを行う。

目 標 2： 女性労働者をはじめ、労働者が能力を発揮できる職場風土の改革を行う。

< 対 策 >

- 令和2年 4月～ 管理職及び現場のリーダー的職員である中堅職員を対象とした研修会を実施する。

目 標 3： 子どもの健全な育成のため、地域活動への労働者の参加を支援し、子ども・子育てに関する地域貢献を行う。

< 対 策 >

- 令和2年 4月～ 前回の行動計画に引き続き、社協として子育てサロンの実施、福祉教育やボランティア学習の講師として地域貢献活動を行う。また、労働者が地域活動へ参加しやすいよう職場環境の改善を進める。